

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する 取組について【令和 2 年度】

川崎市教育委員会では、平成 31 年 2 月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進しておりますので、令和 2 年度の取組について報告します。

1 当面の目標に対する状況

方針では、まず、「過労死ライン」を超える時間外勤務をなくすことを目指し、「正規の勤務時間を超える在校時間（以下「時間外在校等時間」という。）が 1 か月当たり 80 時間を超える教職員をゼロにする」という当面の目標を掲げ取組を進めましたが、教職員の在校等時間の上限が、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）により定められたことを受け、本市においても「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正及び「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、「1 か月の時間外在校等時間は原則 45 時間以内」、「1 年間の時間外在校等時間は原則 360 時間以内」等の教育職員の在校等時間の上限時間、教育委員会が講ずべき措置等を定めました。

これらの状況を踏まえ、本方針においても、令和 2 年度から「1 か月当たり 45 時間を超える教職員を減少させていく。」という目標を追加し、2 本立ての目標としています。

正規の勤務時間を超える在校等時間が 1 か月当たり 80 時間を超える教職員をゼロにするとともに、**45 時間を超える教職員を減少させていく**

(1) 1か月当たりの時間外在校等時間が45時間/80時間を超える教職員の割合(校種別)

【80時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	0.3%	0.1%	8.9%	7.4%	0.1%	9.2%	11.9%	2.1%	1.9%	1.1%	2.6%	9.7%	4.6%
中学校	0.1%	-	12.0%	35.1%	7.5%	39.9%	38.4%	24.8%	18.8%	17.4%	21.6%	30.1%	20.5%
特別支援学校	0.6%	0.6%	1.9%	1.6%	-	1.6%	1.6%	-	0.9%	1.3%	2.5%	2.2%	1.2%
高等学校	3.7%	0.6%	6.5%	18.6%	7.6%	16.6%	19.4%	17.4%	9.6%	4.0%	3.1%	7.7%	9.6%

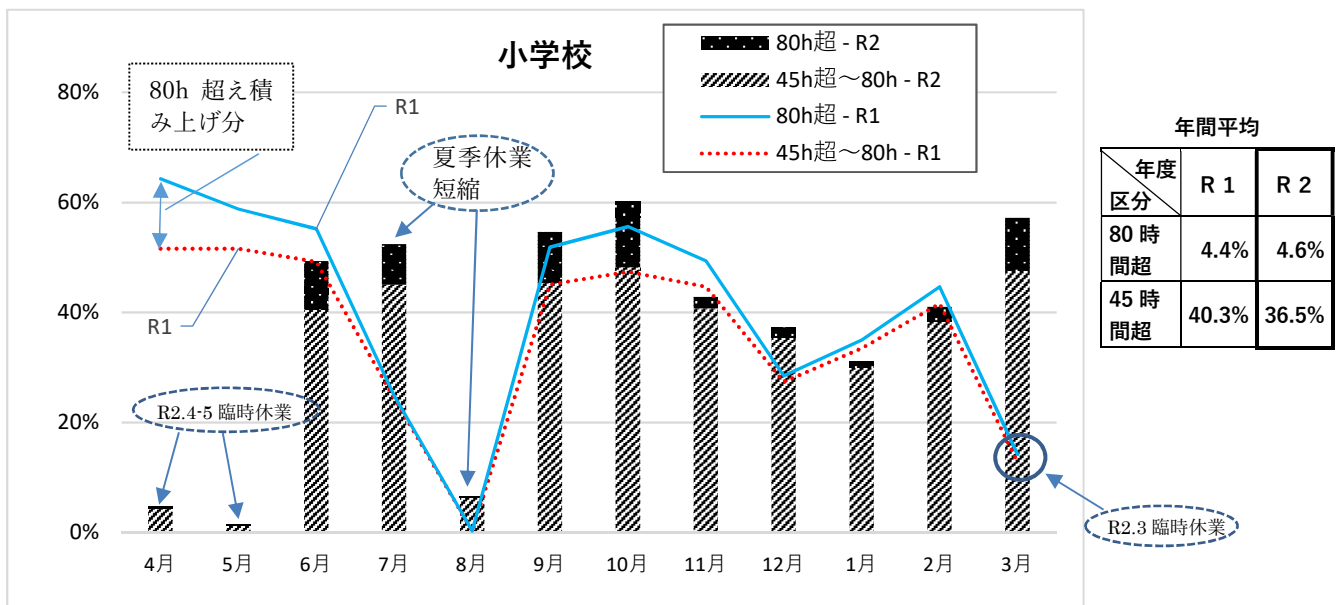
【45時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	4.7%	1.3%	49.3%	52.4%	66%	54.6%	60.2%	42.8%	37.3%	31.1%	41.1%	57.2%	36.5%
中学校	5.2%	2.5%	50.5%	71.5%	44.2%	74.3%	74.9%	65.6%	62.1%	59.6%	62.5%	70.3%	53.5%
特別支援学校	4.9%	2.2%	22.9%	26.8%	2.2%	20.8%	25.7%	18.7%	13.8%	15.2%	20.9%	21.0%	16.2%
高等学校	8.7%	5.9%	33.0%	51.1%	25.0%	51.8%	53.7%	47.8%	34.6%	34.0%	27.9%	32.8%	33.9%

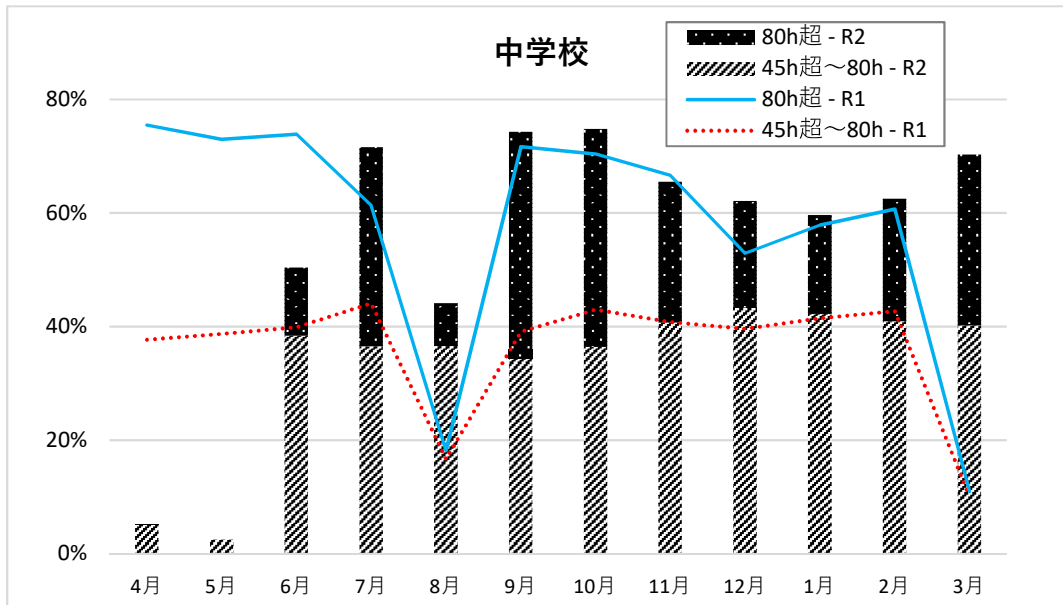
※ 教職員とは、正規(再任用含む。)の校長、教頭及び副校長、総括教諭(養護及び栄養含む。)、教諭(養護及び栄養含む。)及び実習助手を指す。

※ 時間外在校等時間とは、職員情報システムの出退勤管理の打刻データによる時間数から自己申告による自己研鑽時間を差し引いたもの。以下同じ。

1か月当たり時間外在校等時間が45時間/80時間を超える教職員の割合の推移

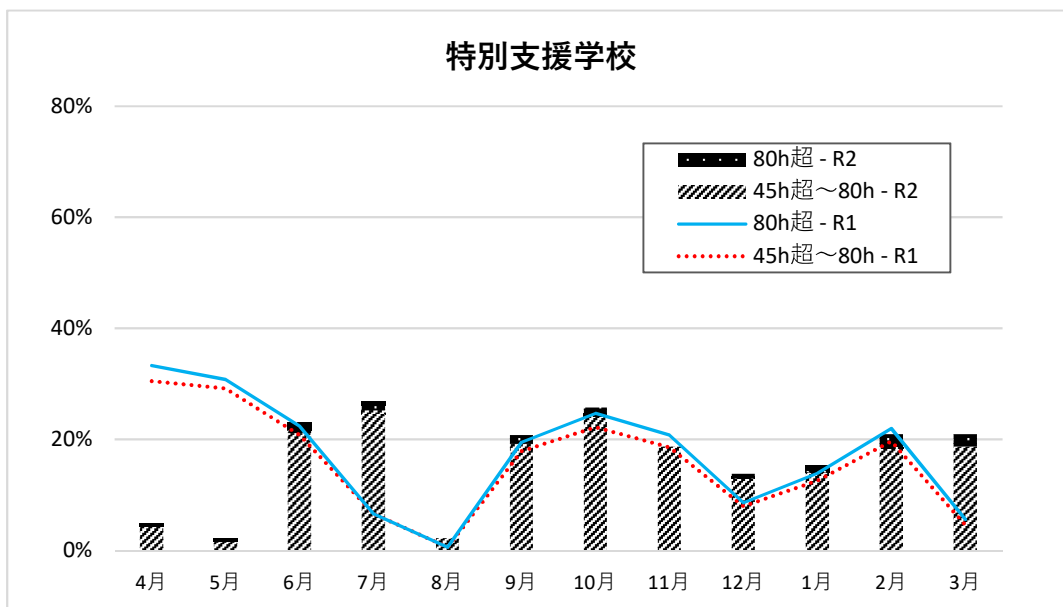


※ 臨時休業及び夏季休業短縮は、他校種においても同様



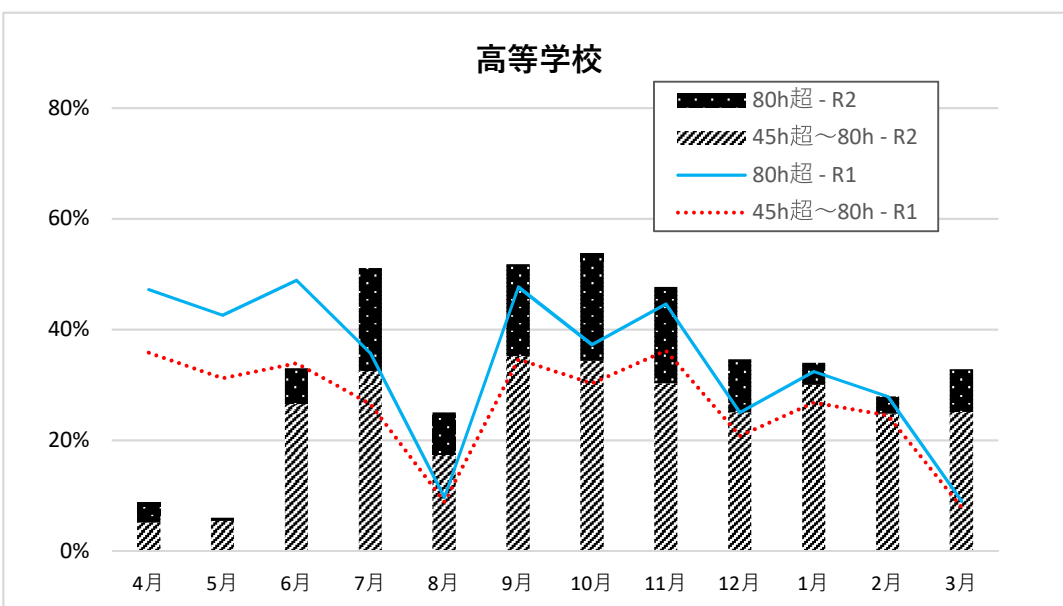
年間平均

年度区分	R 1	R 2
80時間超	21.6%	20.5%
45時間超	57.8%	53.5%



年間平均

年度区分	R 1	R 2
80時間超	1.5%	1.2%
45時間超	17.4%	16.2%



年間平均

年度区分	R 1	R 2
80時間超	7.6%	9.6%
45時間超	34.1%	33.9%

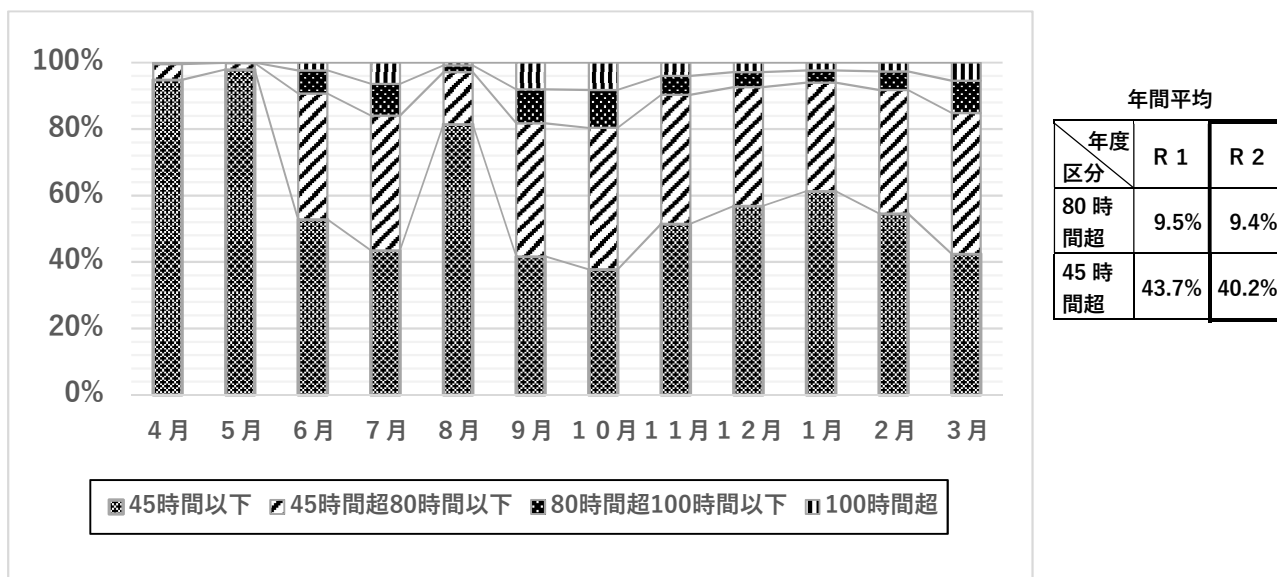
(2) 時間外在校等時間数ごとの教職員の割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
45時間以下	94.9%	98.0%	52.9%	43.5%	81.5%	41.7%	37.8%	51.6%	56.9%	61.3%	54.6%	42.5%	59.8%
45時間超80時間以下	4.7%	1.9%	37.9%	40.6%	15.7%	40.1%	42.6%	38.8%	35.8%	32.7%	37.2%	42.4%	30.8%
80時間超100時間以下	0.3%	0.1%	7.0%	9.5%	2.0%	10.2%	11.4%	5.7%	4.5%	3.7%	5.6%	9.7%	5.8%
100時間超	0.1%	0.0%	2.3%	6.4%	0.8%	8.0%	8.2%	4.0%	2.8%	2.3%	2.6%	5.4%	3.6%

※ 表は全校種を合わせたもの ((3) (4) の表も同じ)

18.2% 19.6%

時間外在校等時間数ごとの教職員の割合 (全体)



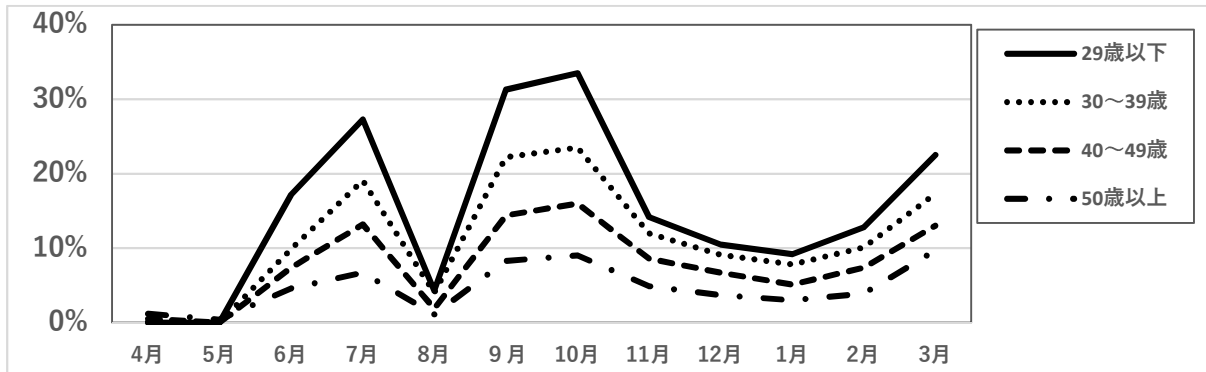
時間外在校等時間数ごとの教職員の割合については、1 か月当たりの時間外在校等時間を「45 時間以下」、「45 時間超 80 時間以下」、「80 時間超 100 時間以下」、「100 時間超」の 4 つの分類にしたときの、それぞれの教職員の割合を示したものです。

4 月及び 5 月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市立学校が臨時休業となっていたことにより、「45 時間以下」の教職員の割合が高くなりました。一方で、9 月及び 10 月は、80 時間超の教職員の割合が高く、9 月は 18.2%、10 月は 19.6%となりました。成績処理等の業務に加え、臨時休業により学校行事が後ろ倒しになったことも一因であると考えられます。

(3) 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合（年代別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
29歳以下	0.0%	0.0%	17.2%	27.3%	4.3%	31.3%	33.5%	14.2%	10.5%	9.2%	12.8%	22.5%	15.2%
30～39歳	0.1%	0.0%	9.9%	19.1%	4.0%	22.2%	23.5%	12.0%	9.1%	7.8%	10.1%	17.3%	11.2%
40～49歳	0.5%	0.0%	7.4%	13.2%	1.9%	14.4%	16.0%	8.6%	6.7%	5.1%	7.4%	13.0%	7.8%
50歳以上	1.2%	0.4%	4.6%	6.7%	1.1%	8.3%	9.0%	4.9%	3.7%	3.0%	3.9%	9.7%	4.7%

1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合の推移



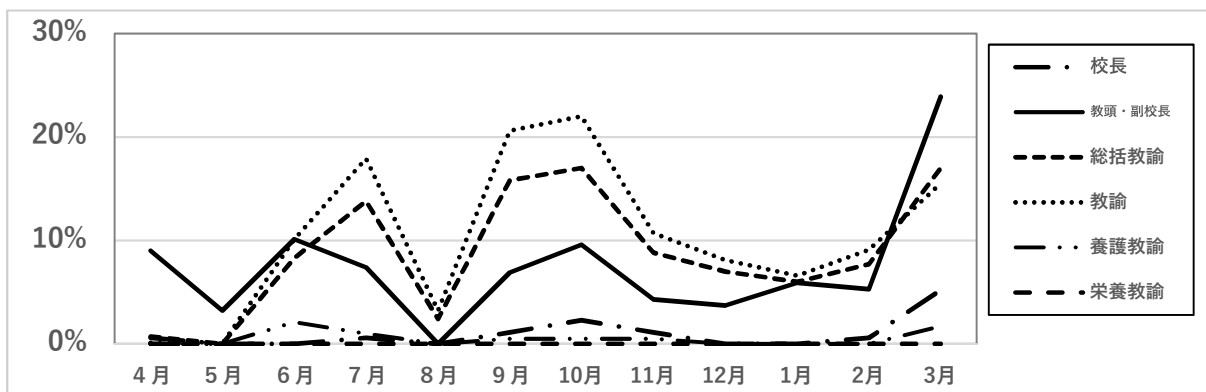
(4) 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合（職名別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
校長	0.6%	-	-	0.6%	-	1.1%	2.3%	1.1%	-	-	0.6%	5.2%	1.0%
教頭・副校長	9.0%	3.2%	10.1%	7.4%	-	6.9%	9.6%	4.3%	3.7%	5.9%	5.3%	23.9%	7.4%
総括教諭	0.7%	-	8.3%	13.8%	2.4%	15.8%	17.0%	8.8%	7.0%	6.0%	7.7%	17.0%	8.7%
教諭	0.1%	-	10.1%	17.9%	3.2%	20.6%	22.0%	10.7%	8.1%	6.6%	9.1%	15.5%	10.3%
養護教諭	-	-	2.1%	1.0%	-	0.5%	0.5%	0.5%	-	-	-	1.7%	0.5%
栄養教諭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 「総括教諭」及び「教諭」には養護及び栄養の総括教諭もしくは教諭を含まない。

「養護教諭」は総括養護教諭を含み、「栄養教諭」には総括栄養教諭を含む。以下同じ。

1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合の推移



2 現状の考察

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校の臨時休業の実施や夏季休業期間の短縮をはじめ、児童生徒や本人の感染対策の実施、コロナ禍における様々な学校行事への対応など、教職員の働き方に大きな影響が出ました。

平成31年4月からICカードを活用した教職員の出退勤管理を開始し、年度比較ができるようになりましたが、上記のような状況下のため、方針に基づく取組の成果としての時間外在校等時間についての前年度との比較は困難な状況です。しかしながら、学校からは、これまで実施してきた様々な取組により、本来業務に専念できる時間が増え、児童生徒一人ひとりに、より向き合うことができるようになった等の意見も多く寄せられており、定性的な効果は上がってきていると考えています。

では、方針に掲げる当面の目標と照らして現状を見てみます。

1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合は、年間平均で9.4%となっており、令和元年度の9.5%からわずかに減少しましたが、目標の達成に向けて更なる取組が必要です。これを校種別で見ると、部活動が盛んな中学校の教職員の割合が20.5%と最も高く、それに次ぐ高等学校の9.6%を大きく上回っています。

次に、45時間を超える教職員の割合は、年間平均で40.2%となっており、令和元年度の43.7%から減少しました。ただし、約2か月間にわたる臨時休業があるなど、前例のない1年間だったことを踏まえると、単純比較は難しいと考えます。

3 令和2年度 of 取組について

視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

教員が本来業務に一層専念できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務や、より効率化を図ることができる業務について、積極的に整理・工夫を推進し、支援体制を整備しています。

1-1 各学校における業務改善の支援

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事例の集約	モデル校における業務改善の取組 継続的な業務改善事例の集約・周知・共有・活用		

- 令和元年度の小学校4校の業務改善推進校で行った取組事例集を各学校へ配布
- 中学校3校を業務改善推進校に指定し、専門的知見を活用した業務改善を推進

業務改善推進校の取組

- ◇ 実施校：大師中学校、橘中学校、柿生中学校
- ◇ 実施期間：令和2年10月～令和3年2月
- ◇ 改善手法の講義と実践指導により、校内での改善活動を推進できる人材を育成
- ◇ 3月以降も継続的にできる改善活動を整理、実践



講義の様子

会議時間の短縮

- ・開始時刻・終了時刻のルールの設定（大師中）
- ・タイムキーパーによる時間の記録（大師中）
- ・議題ごとの所要時間の事前設定（橘中）
- ・提案資料・協議資料の様式統一化（橘中・柿生中） 等

・業務改善意識の醸成 ・意見集約

- ・現状把握アンケート／改善アイデアアンケート（大師中）
- ・業務改善に向けた希望アンケート（橘中）
- ・業務改善への理解と共有を目的としたアンケート（柿生中）

業務の効率化

- ・データ共有システムの整理と活用（大師中）
- ・障害者従業員の有効活用に向けた取組（橘中）
- ・ルール、手順の順守の徹底
校務支援システム掲示板確認の徹底（橘中・柿生中）
運営委員会、職員会議の資料提出ルールの徹底（柿生中）

➤ **特別支援学校スクールバスの増車**

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、中央支援学校及び田島支援学校に各校1台ずつスクールバス（大型バス）を増車
- ・車内の密接状況の緩和を図るとともに、1台当たりの運行時間の短縮により、学校管理職の早朝勤務を軽減

➤ **学校へのモバイル端末導入**

- ・臨時休業に伴う学校と児童生徒・保護者の電話相談体制を整備するため、市立学校全校にモバイル端末（スマートフォン）を3台～4台設置
- ・既存設置電話と併せて活用することで教職員の時間的制約を軽減するとともに、児童・生徒の心のケア等の配慮に向けたモバイル端末の活用

➤ **欠席連絡のICT活用**

- ・ICTを活用した欠席等連絡システムを導入し、保護者の利便性の向上と、朝の欠席連絡等の電話対応の減少による教職員の負担を軽減

今後の予定

● **特別支援学校スクールバスのGPSによる位置情報管理システムの導入**（R3.4～）

- ・スクールバスの運行状況の把握を容易にし、災害時等の迅速な対応や保護者の利便性向上を目的とした、GPSを活用した位置情報管理システムを全てのスクールバスに導入

● **教職員の出席が必須となっている会議等の精査**

- ・教育委員会が主催する会議、研修のうち、教職員の出席が必須となっているものについて、開催の頻度や実施方法、内容等の見直しを実施

● **一斉メール配信の活用**

- ・学校から保護者への一斉メール配信による情報提供や簡単なアンケート機能の活用と、それに伴う集計業務等に係る教職員の負担を軽減

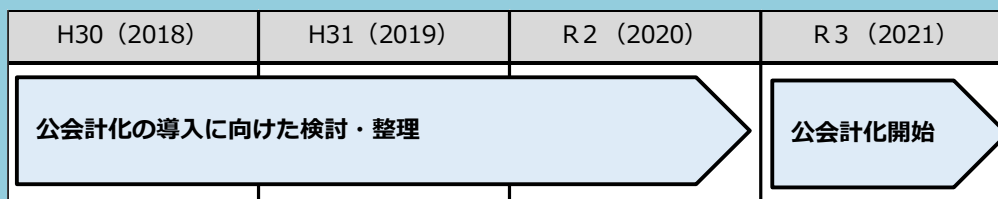
● **学校等ウェブサイトへのCMS（Contents Management System）導入**（R3.4～）

- ・学校等ウェブサイトへCMSを導入することにより、更新維持に関する専門知識や技術、総合教育センターでの手続きが不要となる。児童・生徒、保護者、地域への周知が迅速になることによる即時性の確保、作業の簡略化による負担軽減及び効率性の向上を実現

● **外部の専門的知見を活用した業務改善支援**

- ・小学校14校、中学校7校において、専門的知見を活用し、学校ごとの勤怠情報等の基礎データや教職員へのヒアリングを基に、学校における課題の分析、可視化を行い、学校現場への改善支援を実施

1-2 学校給食費の管理のあり方



➤ 令和3年度からの学校給食費の公会計化に向けた準備

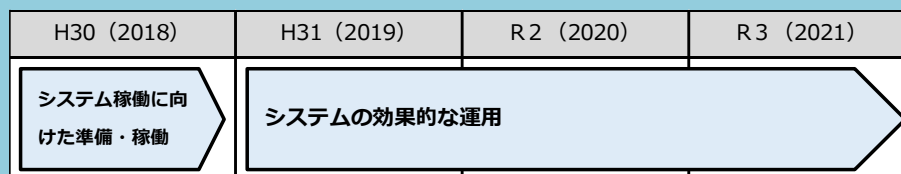
- ・給食費徴収システムの構築
- ・学校で行う業務整理とマニュアルの作成
- ・保護者へ周知を図るための、通知文発出と、ホームページ及び「教育だよりかわさき」による周知
- ・事務局の業務執行体制の整備
- ・学校給食費の徴収方法の整備
- ・学校への事務手続きに関する説明会を開催

今後の予定

● 学校給食費の公会計の実施

- ・給食費徴収システムを活用した学校給食費徴収事務の円滑な実施

1-3 就学援助事務のシステム化



- 平成31年4月から就学援助システムを本格稼働
- システムにより氏名等の入った申請書を出力し、市立小中学校へ入学予定又は在籍する世帯へ直接郵送するとともに、学校口座だけでなく保護者口座への直接振込を可能としたことによる学校対応作業の負担軽減

今後の予定

- 学校説明会を実施し、特に学校給食費公会計化に伴う学校給食費の扱いについて、変更点を周知

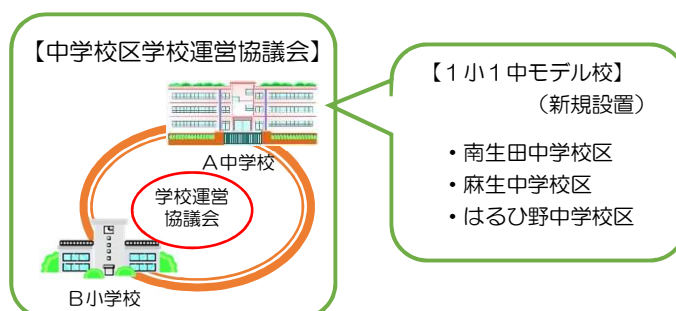
1-4 地域住民等との更なる連携の推進

H30 (2018)	H31 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
学校運営協議会を活用した保護者や地域との連携体制の構築 (H30 : 10校→H31 : 15校) 学校と地域との連携の在り方の検討・整理・実施			

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充
 - ・新たに3つの中学校区学校運営協議会（1小1中の小中連携校）を設置（6校に新規設置し、21校に拡充）



授業支援の様子



- 地域と学校の連携体制の構築
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域教育会議（地域学校協働本部）を一体的に推進し、地域と学校の連携体制を構築するため、地域教育ネットワーク推進会議を開催（年3回）
 - ・学校と地域をつなぐ役割を担う、地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置に向けた取組



地域教育ネットワーク推進会議の様子

今後の予定

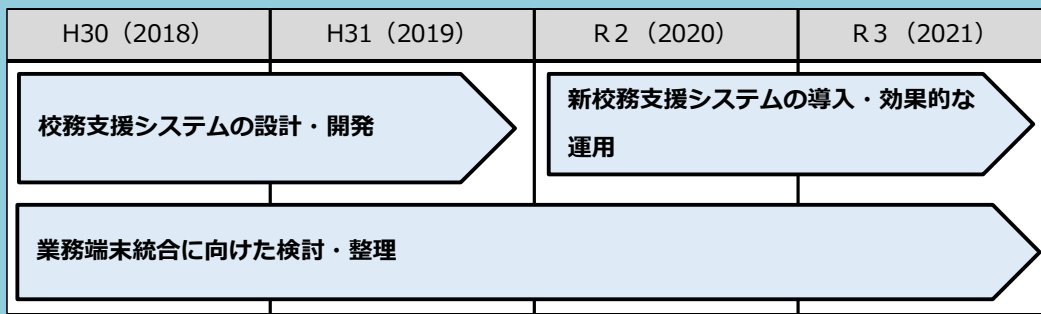
- 中学校区の“連携型”のコミュニティ・スクールを7校設置して28校に拡充
- 地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置拡充

【“連携型”学校運営協議会】

中学校区内の各小中学校に協議会を設置



1-5 校務の情報化の更なる推進



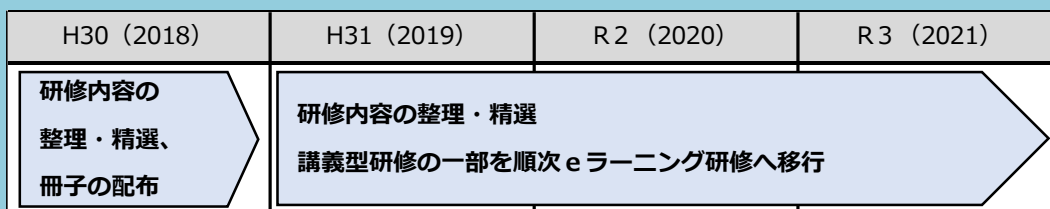
➤ 新校務支援システム稼働

- ・ヘルプデスクによる対応（通知表作成時等には受付時間を延長）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により訪問による操作研修が困難だったため、動画マニュアルを作成し提供
- ・教務主任向けに、通知表作成に向けた実機研修・年度更新に向けた実機研修の実施
- ・校務支援システムの更改に伴い追加された新たな帳票等の提供

今後の予定

- ヘルプデスクとの連携による、各種マニュアルの制作及び提供
- 中学校における学習指導要領の制度変更に伴う帳票等の更改

1-6 研修体制の見直し



- 新型コロナウイルス感染症拡大により集合型研修が実施できなかったため、教員が所属校において研修を受けられるよう、e-ラーニングに加え、動画配信、双方向でのやり取りができるウェブ会議システムなどのICTを積極的に活用した、単方向及び双方向型オンライン研修の実施



↓
研修会場までの移動時間等が大幅に削減

今後の予定

- 研修の質を維持しながら、研修の内容に応じて、従来型の集合型研修とGIGA端末等のICTを活用したオンライン研修とを組み合わせ実施



ウェブ会議システムを活用した研修の様子

1-7 調査業務の見直し

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
調査手法の見直し	調査業務の見直しに向け継続的に検討・実施		

- 庁内共有ファイルサーバを用いた照会回答業務について、業務に関わる全教職員に参照権限を付与し、利便性を向上
- 庁内共有ファイルサーバの運用の見直しを行い、教育委員会事務局と学校間での文書收受をより効率的に行えるよう、文書の保管方法等について各所属及び学校に周知
- 教育委員会事務局から学校へ定例的に発出する調査等の見直しを実施
 - ・調査の廃止4件、調査の統合8件、回答項目や回数の見直し（予定及び検討を含む。）22件
 - ・学校への調査依頼の運用ルールについて、各所属及び学校に通知（回答方法の原則統一化、軽易な文書の校長印省略、回答ファイル名称の統一化等）

今後の予定

- 庁内共有ファイルサーバの効果的な運用について引き続き検討
- 学校ごとのローカルフォルダの活用方法等について、各種研修等を通じ学校に周知

1-8 留守番電話の設置

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
運用体制の検討	小学校・特別支援学校全校に設置	小学校・中学校・特別支援学校全校に設置	

- 市立中学校52校とはるひ野小学校に留守番電話（自動音声メッセージ機能付）を設置⇒小学校、中学校及び特別支援学校全校に設置完了
- 勤務時間外における留守番電話（自動音声メッセージ機能付）による対応を引き続き継続

学校の様子（学校業務検討委員会より）

『留守番電話の導入により、教頭や教務主任が、電話を取らなくていいと思うだけで業務に集中できると感じている。保護者も、留守電の設定時刻の前に掛けるようにしてくれる方もいる。本来業務に集中できるとともに、勤務時間に対する地域や保護者の理解も期待できると思う。』

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化も図ることができるよう、学校の組織力を充実させていく取組や、専門的な知見を持ち児童生徒に効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。

2-1 教育課題に対応した教職員配置の工夫

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
効果的な教職員配置の継続的な検討・実施			

- 小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えて配置

今後の予定

- 本市の教育課題に対応した加配定数の拡充や効果的な活用、学校の実情に沿った教職員配置の工夫を継続して実施

2-2 学校事務職員の能力活用

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
「学校業務相互支援事業」の継続 事務処理の適正化・効率化 業務の連携・分担、果たすべき役割の検討			

- 学校業務相互支援事業により、学校事務職員の知識・技能等の向上を促進
- 各区の中心となって業務を行う相互支援拠点校に、国の加配定数を活用して、相互支援組織の運営及び業務を総括する地区代表者を配置
- 教員の業務負担の軽減や学校事務機能の強化の視点から、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、効率的・効果的な執行体制について課題を整理

今後の予定

- 引き続き、学校業務相互支援事業を実施するとともに、学校事務職員の質の向上や、事務機能の強化、連携・分担できる業務、果たすべき役割、学校間における職務内容の標準化に向けた執行体制等について検討

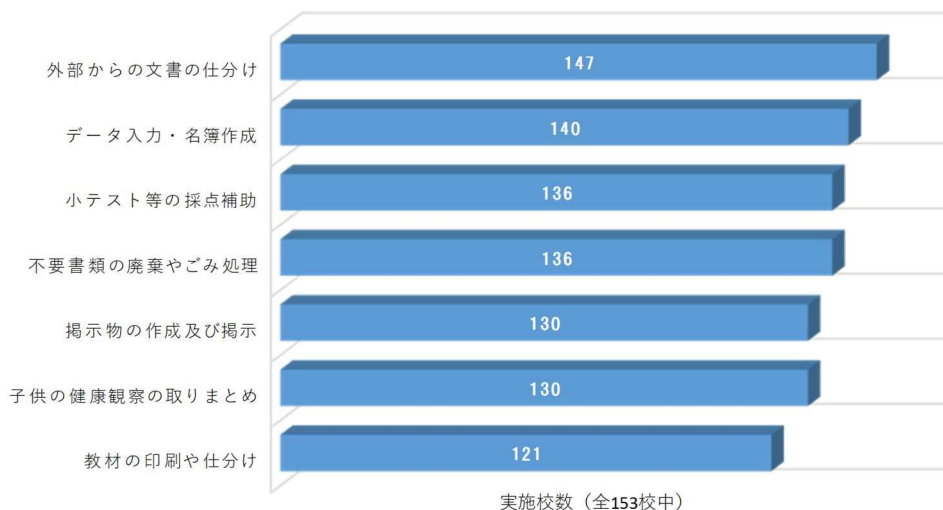
2-3 教職員事務支援員の配置拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
小学校 3校	小・中学校 28校	検証結果を踏まえた取組の推進	
効果の検証を踏まえた配置の検討			

- 小中学校76校配置予定のところ、国の補正予算を活用して配置校の拡充を行い、全ての小中学校に、教職員事務支援員又は同様の業務を担っている障害者就業員（チャレンジド・ワークス）を配置し、教員の負担軽減を図る体制を整備
(障害者就業員配置校：小学校6校、中学校7校)
- 各学校で本事業の効果を十分に発揮できるよう、「教職員事務支援員活用事例集」を作成し、各学校へ周知

教職員事務支援員活用事例集

〈R2 積極的に活用されている業務〉



〈効果的な活用の紹介〉

- 業務のコーディネート役を担う教頭の近くに座席を置くことで、円滑に業務を遂行
- 印刷依頼の際には完成サンプルを添付することで、依頼内容の伝達ミスを防ぎ、業務の効率化を図る。
- チェックリストや個別の業務依頼票を活用することで効率的な業務管理を行っている。



教職員事務支援員活用事例集

2-4 部活動指導員の配置拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
中学校 3校	中学校 7校	検証結果を踏まえた取組の推進	
効果の検証を踏まえた配置の検討			

- 中学校 2 2 校に各 1 名を配置
- 部活動指導員の業務内容
 - ・部活動の実技指導
 - ・部活動の管理運営（会計管理等）
 - ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - ・年間・月間計画の作成
 - ・用具、施設の点検・管理

令和 2 年度アンケート

（複数回答）

- 1 部活動指導員の活動内容について
 - 平日の部活動の実技指導・・・・・・・・・・ 2 2 校
 - 土・日・祝日の部活動の実技指導・・・・・・・・ 2 2 校
 - 学校外での活動（大会・試合等）の引率・・・・ 1 9 校
 - 用具・施設の点検・管理・・・・・・・・・・ 2 0 校
- 2 部活動指導員の配置による効果
 - 指導員が主顧問になることで、教員が他の業務に従事することができるようになった・・・・・・・・ 1 6 校
 - 学校外の活動の引率を指導員が行うことにより、教員が休みを取得できるようになった・・・・・・・・ 1 1 校
- 3 部活動指導員の配置における課題について
 - 1 日 3 時間勤務だと土日の大会引率対応が難しい・・・・・・・・ 1 4 校
 - 月額報酬だと部活動のない期間の従事内容に課題がある・・・・ 1 5 校

今後の予定

- 令和 3 年度には市立中学校全校に 1 名配置（5 2 名）予定
- 任用形態について、月額報酬から時間額報酬への変更による人材確保策を実施

2-5 専門スタッフの効果的な配置の継続

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
ALT:91人 学校司書:28人	ALT:101人 学校司書:35人	ALT:113人 学校司書:42人	ALT:113人 学校司書:56人
理科支援員、総括学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの効果的な配置の継続			

- 外国語指導助手（ALT）は12名増員し113名を市立学校全校に配置。教員とのチーム・ティーチングにより、教員の授業の負担を軽減するとともに、教材や指導案等の作成においても教員の負担を軽減
- 学校司書は7名増員し42名配置
- 理科支援員は小学校114校全校に継続配置
- 外国語指導助手（ALT）

H30年度	R元年度	R2年度
小・中学校 86名 高等学校 5名	小・中学校 96名 高等学校 5名	小・中学校 107名 高等学校 6名

- 学校司書

H30年度	R元年度	R2年度
総括学校司書 21名 学校司書 28名	総括学校司書 21名 学校司書 35名	総括学校司書 21名 学校司書 42名

今後の予定

- 外国語指導助手が、特に小学校学級担任の英語面の不安や教材準備の負担を軽減し、効果的なチーム・ティーチングにつながるよう、更なる研修の充実
- 学校司書の配置拡充（14名増員し、56名配置）
- 各学校における計画的なスクールカウンセラーの活用の推進
- スクールソーシャルワーカーによる学校・関係機関との連携推進
- 理科支援員は小学校114校全校に継続配置

2-6 法律相談体制の拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
学校法律相談の実施			
配置の検討	法曹有資格者の配置		

- 法律相談弁護士（会計年度任用職員（週1日フルタイム勤務））を任用
- 月平均 11 件の相談（児童間のトラブルや保護者からの苦情への対応方法等）があり、法律的な側面からの助言を行うほか必要に応じて保護者との面談に同席
- いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、教職員を対象とした研修を 2 回実施

視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進

限られた時間で最大限の教育効果を発揮していくためには、教職員が心身共に健全な状態でゆとりを持って子どもたちと向き合えることが必要なことから、教職員自身が安心して、誇りを持って働くことができるよう、勤務時間に対する意識改革や心身ともに健康を維持できる取組を進めていきます。

3-1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
働き方・仕事の進め方改革に関する研修の実施			
事例の集約		事例の共有を通じた意識改革	

- 「働き方・仕事の進め方改革だより」を継続的に発行し、時間外勤務の状況、事務局が実施している働き方改革の取組、学校の業務改善事例を紹介
- 保護者や地域の方々に関係の深い「学校閉庁日の実施」や「留守番電話の導入」などの取組について、チラシ配布や教育だよりかわさきへ掲載するなどの周知を実施



働き方・仕事の進め方改革だより



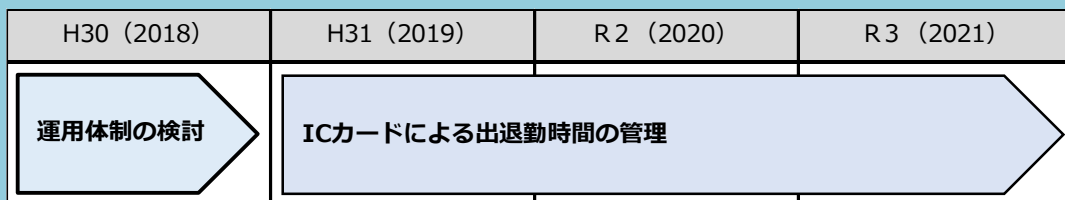
保護者向けチラシ（令和2年7月配布）

今後の予定

- 引き続き「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、勤務の状況等を教職員に周知
- 教職員の意識改革につながる研修を実施
- **学校評価への働き方改革に関する項目設定**
 - ・ 評価項目のひとつとして、業務改善や教職員の働き方に関する視点を盛り込み、点検・評価を行うことで働き方改革を推進

- **学校の重点目標や経営方針への働き方改革の明文化**
 - ・学校での業務改善や教職員の働き方に関する視点を経営方針等へ盛り込むことで、学校全体としての組織的な取組を推進
- **働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施**
 - ・学校管理職の学校経営・能力の職務を遂行する上で通常必要な水準の一つとして、「働き方・仕事の進め方改革の視点を持ち、学校運営を進めることができる」を追加
- **退校時刻を意識する取組**
 - ・午後8時を最終退校時刻の目安とし、それまでに全教職員が退校することを目指す取組を実施
 - ・各学校でのポスター掲示による啓発、管理職を中心に学校がワンチームとなる意識の醸成

3-2 出退勤時間の管理

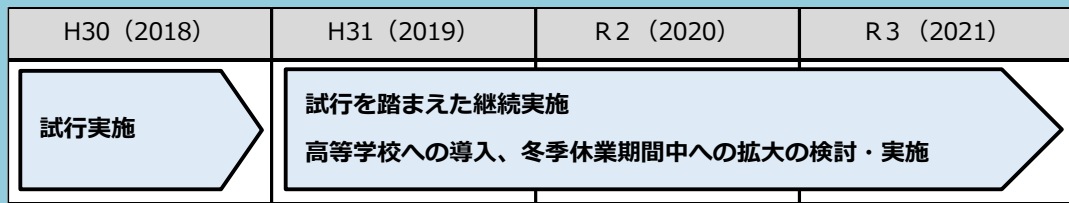


- 平成31年4月からICカードによる出退勤管理の運用を開始
- 「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の改正及び「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定
- 「時間外勤務時間が上限時間等を超えた場合の記録の作成について」を次年度の事後的な検証に向けて各校長に依頼
- 時間外在校等時間データを毎月各校へ送付するとともに、学校から集約後の「自己研鑽の時間その他業務外の時間」を反映した時間外在校等時間を集計

今後の予定

- 前年度に上限時間を超えた教育職員の事後的な検証を実施
- 教育職員本人及び管理職が時間外在校等時間（日ごと・月単位の累計）をリアルタイムで把握し、自己研鑽の時間その他業務外の時間等の入力により、時間外在校等時間を管理できるようにするため、令和3年度中に職員情報システムを改修

3-3 学校閉庁日の実施

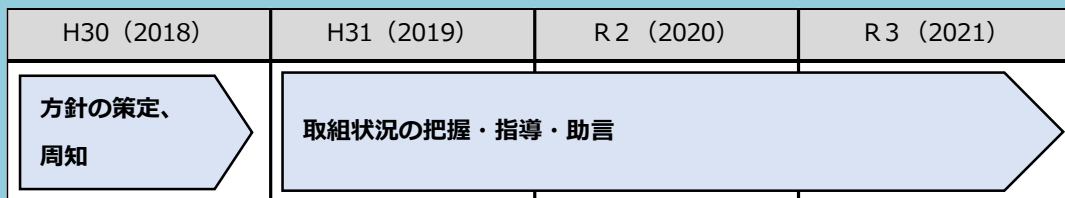


- 令和2年度から高等学校でも同様に設定し、市立学校全校で実施するとともに、夏季休業中（3日間）に加え、冬季休業中（2日間）も実施
- 学校閉庁日はいずれの日も教職員全体の9割以上が休暇等を取得

休暇等取得状況（休暇等取得教職員の割合）

	8/12	8/13	8/14	12/28	1/4	平均
小学校	98.8%	98.8%	98.9%	96.8%	97.6%	98.2%
中学校	98.7%	99.2%	99.3%	94.1%	91.7%	96.6%
特別支援学校	97.5%	98.2%	99.1%	95.7%	95.9%	97.3%
高等学校	81.5%	84.7%	85.8%	78.2%	75.0%	81.0%
全体	97.7%	98.0%	98.2%	94.9%	94.5%	96.7%

3-4 部活動指導に係る方針の徹底



- 「川崎市立学校の部活動に係る方針」の遵守について周知徹底を図るとともに、各学校において保護者説明会等を開催し、方針を周知し理解を深める取組を実施
- 令和3年3月に市立中学校全校を対象にフォローアップ調査を実施し、学校現場の実態を把握

フォローアップ調査の状況【令和3年3月】

- ◇ 週当たり2日以上の子休養日を設けるについて
「全ての部でできている。」もしくは「概ねできている。」が100%
- ◇ 活動時間は、平日は2時間程度、学校休業日は、3時間程度とすることについて
「全ての部でできている。」もしくは「概ねできている。」が100%

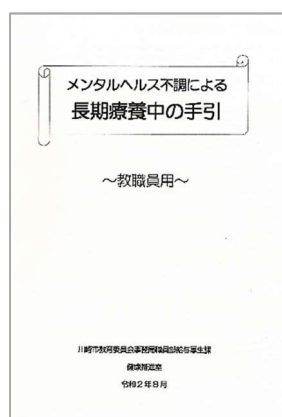
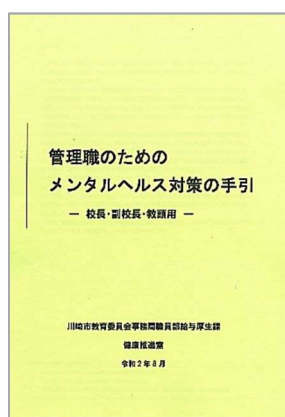
今後の予定

- 今後も学校と連携し、「部活動に係る方針」について保護者へ周知
- 国が新たに取組む「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動向に注視しながら、取組を推進

3-5 ヘルスリテラシー（健康決定力）向上の取組

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
個別相談、健康セミナー、各種研修等による普及啓発			
産業医職場巡視、ストレスチェック等を通じた現状の把握・改善			

- 長時間勤務者への巡回による産業医面接を開始
- 保健相談員による学校への巡回相談を開始（新任及び2校目異動者の教員等を対象に71校へ巡回）
- （仮称）教職員メンタルヘルス対策第6次推進計画の策定に向けた検討会議の開催
- ラインケアの強化・推進に向けた取組
 - ・巡回相談後に管理職と意見交換を行い、健康課題を共有
 - ・「管理職のためのメンタルヘルス対策の手引」「メンタルヘルス不調による長期療養中の手引～教職員用～」の作成と活用のための周知を校長研修で実施



今後の予定

- ヘルスリテラシー向上の取組と健康障害防止対策並びにメンタルヘルス対策の推進
- 相談しやすい体制の強化・推進
 - ・産業医による巡回面接・タブレットを活用した遠隔面接
 - ・保健相談員による学校現場での面談（巡回相談）
- 4つのケア（セルフケア・ラインケア等）の推進に向けた効果的な取組
 - ・巡回面接・巡回相談後の課題共有や各種研修での情報提供
 - ・「管理職のためのメンタルヘルス対策の手引」等の配布と説明

4 今後の取組について

今後、目標を達成するためには、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、GIGA スクール構想の推進への対応等が求められる中で、これまで取り組んできた業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保等による教職員の負担軽減策に併せて、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革など様々な取組が必要です。

教職員が心身共に健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにするため、業務の役割分担及び適正化を着実にいき、本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくとともに、時間外在校等時間の縮減に向けた意識の醸成に取り組んでまいります。